



民生委員・児童委員ってどんな人？

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員です。一方、児童委員は、児童福祉法に基づくもので、民生委員と兼ねると定められていることから、一人の人が民生委員と児童委員の両方の役割を担っています。

民生委員・児童委員は、地域の自治会長等から推薦を受けたあと、市や県の推薦会等を経て承認された人が委嘱を受けることができます。

日田市では、およそ各自治会に一人、市全体で約200人の民生委員・児童委員が活動をしています。

また、民生委員・児童委員の中でも子供に関する相談に特化した人を主任児童委員と言います。主任児童委員は各地区に1〜2人います。

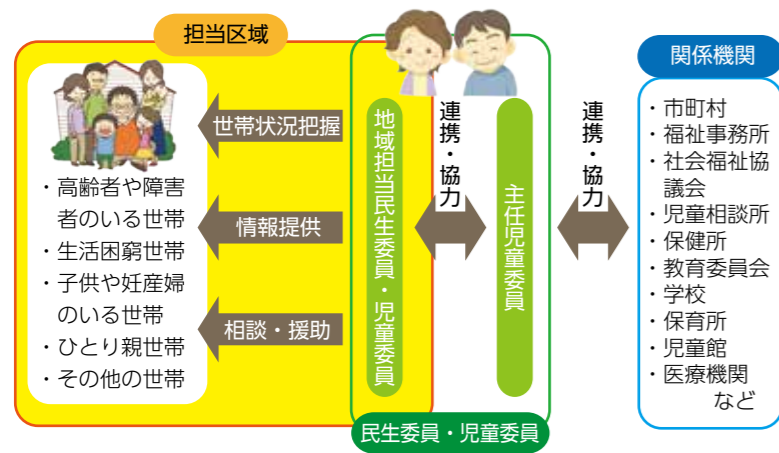
任期や給料は？

任期は3年間で、(現在の任期は令和元年12月1日から令和4年11月末までの3年間) 再任することもできます。民生委員は法律で無給のボランティアと定められていることから、給料はありません。ただし、活動に必要な実費として活動費が支給されています。

どんなことをしているの？

民生委員・児童委員の主な仕事は、地域の相談役です。

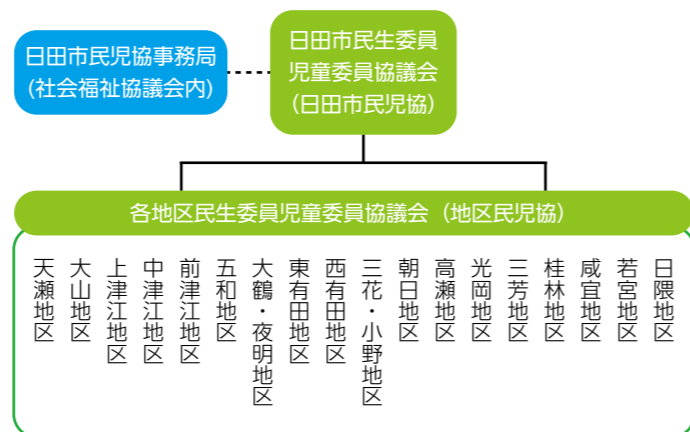
民生委員・児童委員は、地域住民の声掛けなどを行いながら、地域住民の生活の様態を必要に応じ適切に把握していきます。その中で、援助を必要とする人が、その人の持つ能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、受けた相談に対して福祉等のサービスを紹介したり、必要な機関等へとつないだりしています。



地区民児協と日田市民児協

市内には、地区ごとに民生委員児童委員協議会(地区民児協)があり、その地区の民生委員・児童委員が集まる定例会を開催しています。地区民児協では民生委員相互の情報交換を行うなど、地域の状況を地区内で共有しています。

また、各地区の民生委員児童委員協議会の上位には、日田市全体の民生委員・児童委員を取りまとめる日田市民生委員児童委員協議会(日田市民児協)があり、事務局を日田市社会福祉協議会が担っています。



**日田市民児協事務局では
どんなことを行っているの？**

事務局の仕事は一言でいうと民生委員・児童委員のサポートです。活動費の支給や研修会の開催、また、毎月1回各地区民児協の委員を集めて定例会の開催等を行っています。

定例会では、各地区の事例等を共有し、各地区でどのような対応をしているかなどの意見交換を行っています。また、必要に応じて、行政機関からの市民向けの情報を担当職員から直接説明をしてもらい、民生委員から市民に正しく提供できるよう理解を深めてもらっています。

ほかにも、主任児童委員のみを集めた主任児童委員部会も毎月開催し、情報の交換や共有を行っています。



日田市民児協事務局
(日田市社会福祉協議会)
山田 泰也さん

1 | 特集 人と人をつなぐ「地域の相談役」

**知っていますか？
地域を支える民生委員・児童委員**

「あなたのまちの民生委員♪」このようなコマーシャルを最近目にしたことはないでしょうか。「支えあう 住みよい社会 地域から」をスローガンに、全国では約23万人の民生委員・児童委員が活動しています。

今回は皆さんの地域で活動している民生委員・児童委員を紹介します。

☎社会福祉課福祉総務係 ☎2203 (市役所1階)